

社会福祉事業の委託契約に係る
消費税相当額の取扱い誤りについて

2026年2月9日
郡山市こども部子育て給付課
次長兼課長 伊藤 克也 TEL：924-2418
こども家庭課
課長 早川 利郎 TEL：924-3948
保育課
課長 宗像 秀樹 TEL：924-3548

こども部が所管している第二種社会福祉事業に係る委託契約の一部において、消費税法第6条の規定により、消費税及び地方消費税を非課税とすべきところ、誤って消費税相当額を含めた金額で事業者と契約を締結し、本市が消費税相当額を過払いしていたことが判明しました。

市の事業における契約行為に際し、このような誤った取扱いが生じていたことについて、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

1 対象事業及び過払い消費税相当額

対象事業 5事業（9事業者） 過払い消費税相当額（10年間分）72,821,573円

2 原因

平成21年4月の児童福祉法の改正、平成27年4月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、それぞれ、平成21年3月31日付け厚生労働省事務連絡及び平成27年3月31日付け内閣府ほか通知により、対象事業が第二種社会福祉事業に位置付けられる旨が通知されていましたが、これら制度改正に係る確認及び認識不足により、改正前と同様に、課税事業として委託契約を締結していました。

3 経緯

年月	内容
令和5年11月	<ul style="list-style-type: none"> 本市における委託契約に係る消費税相当額の取扱い誤りの事案（令和5年11月21日公表）を受け、こども部内で委託契約の点検を実施した。 点検の結果、複数所属で消費税相当額の過払いが疑われる事案を把握した。 平成21年3月31日及び平成27年3月31日に発出された国からの事務連絡及び通知（法改正に伴う税制取扱いの変更等）を改めて確認した。 消費税相当額の過払いが疑われる事案が、複数事業及び複数の受託事業者にわたっており、対象となる消費税相当額も大きいことから、通知の解釈や実務上の取扱いについて、こども家庭庁や税務署等へ継続的に問い合わせるなど、対応について慎重に検討した。 民法の規定上、債権の消滅時効（10年間）を迎えていない期間の委託契約について調査した。 他市の同様事例を調査するとともに、複数回の法律相談を重ね、5事業（9受託事業者）の委託契約について、消費税相当額の過払いが生じていると判断するに至った。
令和7年12月	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者（9事業者）と過払い分の返還請求及び市の一部債権放棄について、協議することとした。 <p>※合意済み（8事業者）・協議中（1事業者）</p>

4 対応

市としては、過払い分の消費税相当額は返還請求すべきであり、債権の消滅時効を迎えていない過去10年間分が返還請求の対象になるものと認識しています。その上で、受託事業者による消費税及び地方消費税の更正申告（国への還付請求）が可能な期間及び契約書原本の文書保存期間（それぞれ5年間）を考慮し、受託事業者には、直近5年間分の返還を求め、それより前の5年間分については、市が債権放棄を行うこととしたいと考えています。

今後、市議会3月定例会に、「和解及び債権の放棄について」の議案を上程し、御承認いただいた場合、受託事業者と和解契約を締結した上で、返還を求めてまいります。

5 再発防止策

- ・国通知等の確認及び定期的な法令確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。
- ・契約事務の研修等により、消費税及び地方消費税の取扱いを含めた実務能力の向上を図るとともに、適正な事務遂行について再度徹底してまいります。

6 事業別消費税相当額

対象事業	担当課	消費税相当額 (10年) A 過払い額 平成28年3月～ 令和6年度	消費税相当額 (5年) B 返還請求予定額 令和2年度～ 令和6年度	差額 (A-B) C 債権放棄予定額 平成28年3月～ 令和6年度
(1)一時預かり事業	保育課	39,861,072円	24,028,800円	15,832,272円
(2)地域子育て支援 拠点事業	子育て 給付課	20,947,879円	13,283,491円	7,664,388円
(3)養育支援訪問事 業	こども 家庭課	488,182円	285,294円	202,888円
(4)子育て援助活動 支援事業	子育て 給付課	6,413,520円	3,987,440円	2,426,080円
(5)病児保育事業	保育課	5,110,920円	0円	5,110,920円
計		72,821,573円	41,585,025円	31,236,548円

※全9事業者の内8事業者と合意済み、1事業者と協議中。